

# エキスパンダー養成講座(実践編)

## 有田開講!

「扉の向こうへ!」ネットワークを活かした  
新しい地域づくり (人材育成)

地域のさまざまな分野で男女共同参画の啓発の担い手になる人材を養成するための実践型講座です。

日時	① 8月30日(日)	10時30分~12時30分
	② 9月13日(日)	10時30分~12時30分
	③ 9月27日(日)	13時30分~15時30分

※昼食は各自でご用意ください。  
テーマ

- ① 「誰もが生きやすい社会とは?」
  - ① 「スキルを手に入れる①」 シンデレラから学ぶ情報リテラシー
  - ② 「スキルを手に入れる②」 効果的な会議の進め方
  - ② 「スキルを手に入れる③」 企画のノウハウを学ぶ
  - ③ 「スキルを活かす①」 アイデアをかたちにしよう
  - ③ 「スキルを活かす②」 企画を発表してみよう
- 場所 有田振興局 3階 大会議室  
講師 鳥淵 朋子 氏 (アクト研究室代表)  
定員 30名 (先着順・定員になり次第締切)  
参加費 無料  
主催 和歌山県/共催 有田市/湯浅町/広川町/有田川町  
お申込み・お問合せ先 和歌山県男女共同参画センターいりびる  
☎ 073・435・5245 ☎ 073・435・5247

### 令和2年度 第3回湯浅町職員採用試験のご案内

問 総務広報課総務係 ☎ 64-1108

採用予定人員		採用予定時期
職種	採用予定者数	令和3年4月1日
社会福祉士	1名	一次試験日程 令和2年11月1日(日) ※第2回【一般行政職員(身体に障がいのある方)】と同日に実施します。
水道技術職	1名	

受験資格

①年齢・資格に関する要件

社会福祉士	・昭和55年4月2日以降に生まれた方 ・社会福祉士の資格を取得している方または令和3年3月31日までに資格取得見込みの方
水道技術職	・昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 ・土木の専門課程を修了した方または令和3年3月31日までに修了見込みの方またはこれらと同程度の学力を有する方

### 申込用紙の交付場所及び受付期間

■交付・受付場所：総務広報課 (16番窓口)  
■期間：令和2年8月11日(金)~9月18日(金) 9:00~17:00  
(土日は除く。郵送の場合は、期間内の消印があるものに限ります。)  
※郵送による申込用紙の請求は、令和2年8月11日(金)から9月11日(金)到着分まで

- ②日本国籍を有する方
- ③令和3年4月1日から勤務が可能なる方
- ④原則として採用後、湯浅町内に居住すること若しくは徒歩または自転車で30分以内に登庁することが可能な方
- ⑤地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方

### 防衛省・自衛隊からのお知らせ

令和2年度自衛官候補生の募集について

■募集種目：自衛官候補生  
■資格 18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者)

■受付期間 年間を通じて(各試験日前日まで)  
■試験期日：8月22日(土)  
■試験会場：県民文化会館  
■問合わせ 防衛省自衛隊和歌山地方協力本部 有田募集案内所  
☎ 649-0316 和歌山県有田市宮崎町106-2  
☎ 0737-82-6631 ✉ wakayama.pco-arita@rct.gsdf.mod.go.jp

## 令和2年度 青少年健全育成標語募集

人々の価値観が多様化するなか、生活様式の変化に伴い、地域の連帯感や人間関係が希薄化しているといわれ、青少年の健全な育成にも影を落としています。  
未来を担うすべての子供たちが、家庭や地域において健やかに育つ町を目指して頂くようお願いを込めて、標語を募集します。

◆募集期限：8月28日(金)  
◆応募資格：町内在住者・在勤者  
※但し、町内の小・中学校の児童・生徒には、各学校へ配布しております。  
◆標語内容：「家族のふれあい」「地域のきずな」など明るい生活環境を目指すもの  
◆応募方法：下記応募用紙に記入し、青少年育成町民会議事務局(教育委員会内)に応募するか、ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号・標語を記入し郵送してください。  
◆表彰等：特選・準特選・佳作を選びますが、今年度は新型コロナウイルスの影響で、青少年健全育成大会は中止とし、入選者には事務局より自宅までお届けします。  
◆応募先：☎643-0002 湯浅町青木668-1 湯浅町青少年育成町民会議(湯浅町教育委員会内)

### 湯浅町青少年健全育成標語募集用紙

住所		年齢	電話
ふりがな			
氏名		歳	- -
標語			

## 美しい水の環境を残すために

住民生活課環境係(5番窓口) ☎ 64・1102

水は私たちの生活に欠かすことのできないものです。今回は「水の環境」に関する湯浅町の取組や町民の皆さまが出来ることを紹介いたします。

湯浅町では2ヶ月に1回、河川と海の両方で2ヶ所ずつ水質検査を行っています。現在、町内において基準値を超えるような水質の汚染は報告されていません。  
水質汚染の原因は大きく分けて2つあります。  
1つ目は油などの排出によるものです。油は水に溶けないため、魚の住める環境に戻すためには油1ℓに対して18,000ℓもの水が必要になると言われています。そのため、油などは排水溝に直接流すことはせずに使いきれる量だけを使用し、適切に処分するようにしてください。  
2つ目はボイ捨てされたごみによるものです。特にペットボトルなどのプラスチック製品

は自然分解されるのにおよそ400年かかると言われています。  
軽くて丈夫なプラスチックは日常生活では重宝されますが、適切な処分を行わなければ環境汚染の大きな原因になります。私たちの美しい水とその環境を力合わせて未来に残しましょう。



▲海岸に打ち上げられたごみ